



独立行政法人 国際協力機構

FAX 送信状

(事務連絡 様式第2号)

発信日:2018年4月3日	発信枚数:1枚(本紙を含む)
宛先:特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会 理事 斉藤 龍一郎 様	
発信者:独立行政法人国際協力機構(JICA) 〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル TEL:03-5226-8426 FAX:03-5226-6338	
件名:2月9日付け公開質問状「プロサバンナ事業の州農務局長の発言内容について」、2月27日付け公開質問状「(プロサバンナ事業の州農務局長の発言内容)のご回答を踏まえた要請と追加質問」への回答	

貴団体より当機構宛てに発出された2月9日付及び27日付公開質問状及び関連するメールに関し、以下の通り回答いたします。

●「JICAは回答を拒否した」ことはなく、2014年7月及び2017年11月の州農業局長の発言とされる内容について当該録音についてご指摘いただいた旨、モザンビーク政府に共有し、異議申立調査報告書の提言も踏まえ、人権に慎重に配慮するよう改めて求めましたことを、2月28日付け、3月23日付けで回答いたしました。なお、モザンビーク政府からは、州農業局長が2017年11月に記者会見を行った事実は確認できないとの回答があったことも、既にお伝えしたとおりですが、その際にお伺いした当該記者会見の詳細情報(日時、場所、どのような機会での記者会見であったか等)につきまして、未だ情報提供をいただいております。

●2月27日付け公開質問状の追加質問に対してですが、発言当事者に確認しており、時間を要しておりました。

今般、発言当事者への確認を了しましたので、以下のとおり回答いたします。

MAJOL社が実施した業務は、契約書TORに記載のとおり、「農業セクターにおける主要ステークホルダーが参加する、プロサバンナ事業に関するステークホルダーによるプラットフォームの設立」と「当該プラットフォームにおけるステークホルダー自身によるプロサバンナ事業の協議プロセスに対する提言」を行うことを目的としておりました。当機構からは同TORに従って業務を遂行するよう契約に規定しておりますが、その過程で同社コンサルタントが様々な関係者と意見交換を行う際の個別の発言については、



独立行政法人 国際協力機構

JICA は指示をしておりません。

MAJOL 社コンサルタントの発言とされる録音について、発言当事者に確認した結果、同人は業務目的を達成するための関係者との意見交換において録音されている発言を行ったとのことでした。ただし、この発言は JICA が指示をしたものではありません。

以上

2018 年 4 月 3 日

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

cc: 外務省 国際協力局 国別開発協力第三課